# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2025年10月9日

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 院長 来見 良誠

- ◎調達機関番号903 ◎所在地番号25
- 1 調達内容
- (1) 品目分類番号4
- (2)購入等件名及び数量独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院における検査試薬及び消耗品単価購入契約
  - ① 地域医療機能推進機構滋賀病院が使用する検査試薬及び消耗品284品目
  - ② 品目及び購入予定数量は、入札仕様書による。
- (3)履行期間
  - 自 2026年1月1日
  - 至 2026年9月30日
- (4)納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院

- (5)入札方法
  - ① 入札説明書で示す検査試薬及び消耗品等を入札に付するものとする。
  - ② 入札書については、入札説明書、仕様書及び契約書(案)に定めるところにより、 調達件名に係る直接経費のほか、機材、資材、機械器具、運搬費等、購入に要する 一切の諸経費を含めた額を記載すること。
  - ③ 落札者の決定については、入札内訳書に記載された検査試薬ごとの税抜単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に当院が提示する検査試薬ごとの予定数量を乗じて算出した金額をもって落札金額とするので、入札書には消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった医薬品ごと予定数量を乗じた金額を記載すること。
  - ④ 当院が入札内訳書で示す検査試薬及び消耗品ごとに評価するので、入札書には入 札金額を検査試薬ごとに記載し、最も安価な入札金額を提示したものを落札者とす

る。

#### 2 競争入札資格

- (1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第5条と第6条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人 又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、 特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格) 「物品の販売」でA、BまたはCの等級に 格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任が定める資格を有する者であること。
- (4)独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各 号に該当しない者であること。
- (5)次の要件をすべて満たしているものであること。
  - ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて 医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
  - ② 購入される検査試薬を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。ただし、業務提携等の代理店等による対応でも可とする。
  - ③ 入札説明書の交付を受けた者であること。
  - ④ 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
  - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者。(なお、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による))。
  - ⑥ 不正及び不誠実な行為がないこと。
  - ⑦ 競争参加資格申請書および競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
  - ⑧ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格者が契約等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該契約の履行を保証させようとする者ではないこと。
  - ⑨ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格業者から、本契約に関する検査 試薬の販売に係る代理権を付与されたものではないこと。

### 3 入札書の提出場所

(1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒520-0846 滋賀県大津市富士見台16-1

独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 経理課契約係 髙田 想一郎電話:077-537-3101 FAX:077-534-0566

(2)入札説明書等の交付方法

本公告から2025年11月20日(木)までに<u>「機密保持に関する誓約書」と名刺</u>と引き換えに(1)の交付場所にて交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く8時30分から17時00分まで)

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒(レターパック等)を必ず同封すること)にて交付を行うので、(1)まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

(3)入札書の受領期限

自 2025年10月9日(木)

至 2025年11月19日(水)午後12時

(郵送する場合には、受領期限までに必着のこと。)

(4) 開札の日時

2025年11月20日(木) 午前11時

(5) 開札場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院 健康管理センター3階 会議室

#### 5 その他必要な事項

- (1)入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (2)入札保証金及び契約保証金 「免除し
- (3)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2(2)、2(5)①と②の証明となるもの及び入札説明書、仕様書において定めるものを入札説明書における入札参加申込書等の提出期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、封印した入札書を3(3)に示す入札書の受領期限内に提出しなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務 を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

## (6)契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 6. Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Unit price purchase of 284 types of test reagents and consumables used by JCHO Shiga Hospital.
- (2) Deadline for bid submission: 12:00 p.m., Thursday, November 19, 2025 (Japan Standard Time). Bids must be received by this time.
- (3) Contact point for the notice:
  Souichirou Takada, Contract Officer Accounting Division, Japan Community Health
  Care Organization Shiga Hospital 16-1 Fujimidai, Otsu-shi, Shiga 520-0846, Japan
  Tel: +81-77-537-3101

## 機密保持に関する誓約書

2025年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院 院長 来見 良誠 殿

> 住所(所在地): 氏名(法人名): (代表者名): 印 電話番号:( ) -

\_\_\_\_\_\_(以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院における検査試薬及び消耗品単価購入契約(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

### (機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
  - (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
  - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
  - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
  - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
  - (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

## (機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

## (表明及び保証)

- 第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。
- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害 賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

#### (機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、

必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

## (機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
  - (1) 顧問弁護士、会計監査人
  - (2)機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
  - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合に おける当該官公署
  - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

### (善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を 受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用し ます。

#### (機密情報の返環)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

#### (損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社 に損害賠償を請求できるものとします。

#### (準拠法及び管轄裁判所)

- 第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものと します。
- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上